# 【記載要領・記載例】

様式第8号(第3面)

記載要領

- 1 職業紹介を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、職業紹介事業者を管轄する都道府県 労働局にまとめて提出すること。
- 2 対象期間については、令和6年4月1日から令和7年3月末日まで(4④欄にあっては 令和5年4月1日から令和6年3月末日まで)とすること。
- 3 1には、許可番号を記載すること。
- 4 3には、対象期間における紹介予定派遣に係る実績の有無を記載すること。
- 5 活動状況(国内)
- (1) 4①の「求人数」及び4③欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、1箇年における求人及 び就職数について、「常用」(4③欄にあっては「無期雇用」、「それ以外」)、「臨時」、 「日雇」の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人(件)数、臨時及び日雇につ いてはその延数(人日)を記載すること。延数について、雇用期間×人数で算出します。 3 において「有」と記載した場合は「取扱業務等の区分」の欄に区分ごとに**括弧書きで 紹介予定派遣に係る状況を記載すること**(以下、(2)から(5)まで及び7において同じ。)。 よって、実績がある項目だけの入力となります。
- (2) 4①の「有効求人数」、②の「有効求職者数」欄には、令和7年3月末時点の有効 求人数、有効求職者数を記載すること。
- (3) 4②の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求 職申込みのあった件数を記載すること。
- (4) 4④の「離職」欄には、令和5年4月1日から令和6年3月末日までの間に就職した 者(期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。以下「無期雇用就職者」という。)の うち、就職後6ヶ月以内に離職した者の数を、④の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、 就職後6ヶ月以内に離職したかどうか明らかでない者の数を記載すること。
- (5) 4欄において、「常用」とは、4ヵ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めな <u>く雇用される者をいい、「臨時」とは、1ヵ月以上4ヵ月未満の期間を定めて雇用される者</u> をいい、<u>「日雇」とは、1ヵ月未満の期間を定めて雇用される者</u>をいう。なお、雇用の予定 期間は、雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予 定期間内に休日があっても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとすること。ただし、 断続的な就労の場合は日雇とすること。
- 6 活動状況(国外)
- (1) 5⑤の「求人数」及び⑦欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、1箇年における求人、期 間の定めのない労働契約を締結して就職した人(件)数、それ以外の就職人(件)数を記載 すること。
- (2) <u>5⑤の「有効求人数」及び⑥の「有効求職者数」欄には、令和7年3月末時点</u>の有効 求人数、有効求職数を記載すること。⑥の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の 区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
- (3) 5 ⑧の「離職」欄には、<u>令和5年4月1日から令和6年3月末日までの間で</u>無期雇用 就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職した者の数を、5⑧の「不明」欄には、無期雇用就職 者のうち、就職後6ヶ月以内に離職したかどうか明らかでない者の数を記載すること。

様式第8号(第1面)

(日本産業規格A列4)

## 有料職業紹介事業報告書 無料職業紹介事業報告書

300000 1 許可番号 40 -ユ-

2 事業所の名称及び所在地

(名称) 株式会社ハロー

福岡県福岡市博多区博多駅東○丁目○−○ (所在地)

● 職業紹介に実績がない場合は、欄外に 「実績なし」と記載をしてください。

3 紹介予定派遣 4活動状況(国内)

ſ	項目		① 求	人		2 >	<b>於</b> 職		③ 就	職	
	取扱	有 効 求人数	常用	求 人 数 臨時求	日雇求	有効求 職者数	新規求職申 込件数	常 就職	用 件数	臨 時 就職 <b>延数</b>	日 雇 就職 <b>延数</b>
-	業務等の区分	7\/\%\ <b>X</b>	求人数	人延数	人延数	184-0 %	21190	無期雇用	それ以外		7
	045 販売員	10 人	30 人	180 人目	0 1	20 人	50 件	10 件	4 件	61 八日	0 人目
	(紹介予定派遣)	人	(3) 人	人自	人目	(1) 人	(3) 件	(2) 件	件	人身	人目
(	048 営業の職業	3 人	5	0 人目	0 人目	4 人	6 件	4 件	1 件/	0 人目	0 人目
(	e 配ぜん人	7 人	0 A	0 人目	<b>84</b> 人目	8 人	2 件	0 件	0 件	0 人目	78 人目
		X	人	人目	人日	人	件	件	件	人目	人日
1		\( \)	人	人日	人目		件	件	少	人目	人日
		人	人	人日	人日		件	件	件	人目	人日
يل		人	人	人目	人日	Λ ,	件	件	件	人目	人日
	`	人	人	人日	人日	7	件	<b>/</b> ‡	件	人目	人日
		人	人	人日	人日	人	件	<u></u>	件	人目	人日
	計	20 人	35 人	180 人目	84 人目	32 人	58 件	14 件	5 件	61 人目	78 人目

項目	<u> </u>	推職			
取扱	無期雇用 (6ヶ月以内/解雇除く)				
業務等の区分	離職	不 明			
045 販売員	1 人	0 人			
(紹介予定派遣)	(1) 人	人			
048 営業の職業	0 人	0 人			
e 配ぜん人	0 人	0 人			
	人	人			
	人	人			
	人	人			
	人	人			
	人	人			
	人	人			
計	1 人	0 人			

### ● 延数についての留意点

延数は、雇用期間×人数で算出します。この場合、雇用期間は、実働日数(勤務 日数)ではありません。(例)4月1日~5月31日の雇用期間で求人数2人あれば、61日 ×2人=122人日となります。なお、雇用期間が1ヶ月未満の場合は、日雇欄に記載と

## ● 離職状況の報告についての留意点

離職状況は、無期雇用就職者の就職後、6か月経過して状況の確認を行います。 そのため、全ての離職状況を把握できるのは翌年の10月以降になります。 よって、ほかの項目と異なり、令和5年4月1日から令和6年3月末までの間に就職 した無期雇用就職者のうち、6か月以内に離職した者の数を今回の報告書に記載 することとなります。

5_活動状況(国外)(	相手国別・総計)						
項目		⑤ 求 人		⑥ 求 職		⑦ 就 職	
取扱 業務等の区分	相手国	有 効 求人数	求人数	有効求 職者数	新規求職 申込件数	無期雇用就職件数	それ以外の 就職件数
i 特定技能の在留資格に係る	ベトナム VNM	0 人	2 人	1 人	2 件	2 件	0 件
		人	人	人	件	件	件
		人	人	人	件	件	件
		人	,	人	件	件	件
		, ,	人	人	件	件	件
計		0 人	2 人	1 人	2 件	2 件	0 件

項目		<b>™</b>	и <del>и</del> и <del>у</del> у		
		8	准 職		
取扱	相手国	無期雇用 (6ヶ月以内/解雇除く)			
業務等の区分		→ 離 職	不 明		
i 特定技能の在留資格に	ベトナム VNM	0 人	0 人		
		人	人		
		人	人		
		人	人		
		人	人		
計		0 人	0 人		

裏面あります!



# 【記載要領・記載例】

様式第8号(第4面)

7 6の収入状況には、「常用」、「臨時」、「日雇」の区分及び「取扱業務等の区分」ごとに、 対象期間内における全ての手数料収入について記載すること。

また、芸能家、モデル、科学技術者、経営管理者及び熟練技能者に係る手数料については、求人者手数料(職業安定法第32条の3第1項第1号及び第2号の規定による手数料)又は求職者手数料(職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料)にそれぞれ別に記載すること。

8 ⑨欄には、氏名(法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名)を記載すること。 押印の必要はありません。

⑨欄の下に職業紹介事業報告書の担当者氏名及び連絡先(電話番号)を記入願います。

9 その紹介により就職した者のうち第二種特別加入保険料(労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第5号の作業に従事する者に対する保険料)に充てるべき手数料を徴収した場合は、手数料管理簿の写しを本報告書に添えて提出すること。

第二種特別加入保険料の対象業務は、介護作業に従事する家政婦(夫)があたります。

- 10 7の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には、当該職業紹介を行う事業所に係る**令和7年** 3月末における職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。
  - 紹介責任者を含んだ人数となります。
- 11 8の「返戻金制度」欄には、返戻金制度(その紹介により就職した者が早期に離職したこと その他これに準ずる理由があった場合に、当該者を紹介した雇用主から徴収すべき手数料の全部 又は一部を返戻する制度その他これに準ずる制度)の有無を記載すること。また、返戻金制度を 設けている場合には、その概要を記載すること。※枠内に全て記載できない場合は、「別添」 と記載し、返戻金制度の内容を記載した用紙(資料)を添付し提出が可能です。

#### 【9欄の参考】

- ●職業紹介責任者のみで職業紹介事業を行っている場合は、記載が不要です。
- ●職業紹介責任者が職業紹介業務に従事する者に対し、職業紹介の適正な運営に資する 研修・教育をおこなった場合に、その内容を記載してください。
- ●外部研修を行った場合も記入が必要です。
- ●従業員数は、紹介責任者を除いた数を記入ください。 また、未実施の場合は、「未実施」と記入願います。

様式第8号(第2面)

● 求職受付手数料は、徴収出来る職業が限られている ため、該当する職業の場合のみ記入となります。

6 収入状況(国内·国外) 求人受付手数料 取扱 (職業安定法第32条の3第1項第1号の規定による手数料) 職業安定法第32条の3第1項第2号の規定による手数料 求職受付手数料 (別表) 業務等の区分 常用 臨時 臨時 045 販売員 31750 2440 (紹介予定派遣) (3500)048 営業の職業 525 配ぜん人 312 ₹ 39450

項目				手数料					
取扱		(職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料)							
業務等の区分	常	'用	臨	時	日	雇			
芸能家	件	千円	件	千円	件	千円			
モデル	件	千円	件	千円	件	千円			
科学技術者	件	千円	件	千円	件	千円			
経営管理者	件	千円	件	千円	件	千円			
熟練技能者	件	千円	件	千円	件	千円			
計	0 件	0 千円	0 件	0 千円	0 件	0 手円			

#### !注意!

## ● 金額は、千円単位で記入

(小数点以下、四捨五入)

- ●令和6年4月1日~令和7年3月31日 までに受け取った金額を記入
- ●免税業者は税抜、それ以外の業者は 税込で記入

7 職業紹介の業務に従事する者の数

3 人

**返**戻金制度

(有の場合、その概要)無期雇用就職者が1ヶ月以内に離職した場合:6 0%、3ヶ月以内に離職した場合:40%、6ヶ月以内に離職した場合:20%を徴収した手数料より返還する。

9 従業員教育

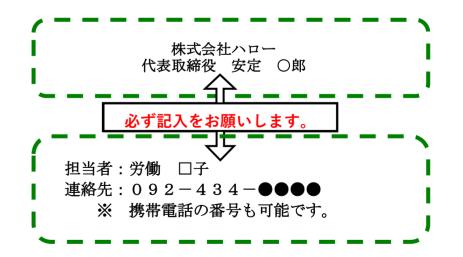
υ.	[未貝状月								
	日時	従業員数	教育内容						
	令6年5月22日 10:00~11:00	2人	職業紹介責任者を講師として職業紹介業務従事者に対する改正職業紹介事業の業務運営要領にいての研修を実施。						
	→ 令7年1月29日 10:00~12:00	2人	△△協会が主催する職業紹介従事者むけの講習会を受講。						

- 1 職業安定法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。
- 2 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。

令和 7年 4月 21日

厚生労働大臣 殿

⑨氏名又は名称



!注意! ● 事業報告に記載した①就職・離職状況、②返戻金制度の内容については、「人材サービス総合サイト」に入力する必要があります。